

大分市小規模事業者競争力強化支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成29年7月20日

大分市長 佐藤 樹一郎

大分市小規模事業者競争力強化支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、小規模事業者の競争力強化を図り、もって本市の産業振興に資するため、DXその他の方法による販路開拓等又は業務効率化を行う小規模事業者に対して交付する大分市小規模事業者競争力強化支援事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、大分市補助金等交付規則（昭和49年大分市規則第56号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、小規模事業者とは、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条に規定する小規模事業者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する小規模事業者とする。

- (1) 市内に事業所を有すること。
- (2) 創業から12月を経過し、かつ、次条第1項に規定する補助対象事業に係る事業を営んで12月を経過していること。
- (3) 市税に滞納がないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- (2) 次のいずれかに該当する事業を営む者

ア 風俗営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第1

22号。以下「風営法」という。)第2条第1項第4号又は第5号に該当するものに限る。)

イ 性風俗関連特殊営業(風営法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業をいう。以下同じ。)

ウ 性風俗関連特殊営業に係る接客業務受託営業(風営法第2条第13項に規定する接客業務受託営業をいう。)

エ 公序良俗に反する事業その他補助金の使途として社会通念上不適切であると認められる事業

オ その他市長が適当でないとする事業

(3) この要綱の規定による補助金の交付を受けた日の属する年度から起算して2年度を経過していない者

(4) この要綱の規定による補助金の交付を受けた日の属する年度で、同一法人(個人が議決権50%超を有する法人・親会社が議決権の50%超を有する子会社。)とみなされる者(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、DXその他の方法による販路開拓等又は業務効率化を目的に実施する取組とする。

2 前項の規定にかかわらず、本市又は国、県その他の機関から補助対象事業について他の補助金等を受ける場合は、補助の対象としない。

(補助対象経費等)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)、補助金の額及び補助の上限は別表に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、補助対象経費としない。

(1) 補助金の交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)の遂行に必要であると明確に判断できない経費

(2) 補助金の交付決定の日以降に発生しておらず、又は実績報告の日までに支払いが完了していない経費

(3) 支払金額が証拠書類等によって確認できない経費

(4) その他市長が別に定める経費

3 補助金は、予算の範囲内で交付する。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業を開始する前に大分市小規模事業者競争力強化支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 事業予算書

(3) 見積書の写し

(4) 市内に事業所を1年以上有する小規模事業者であることが確認できる書類

(5) 誓約書

(6) 市税に滞納がないことが確認できる書類

(7) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、大分市小規模事業者競争力強化支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

2 市長は、前項の規定による交付決定を行うに当たり、必要に応じ、第17条に規定する大分市小規模事業者競争力強化支援事業選考委員会の意見を聴くことができる。

(変更の申請)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容又は補助事業に要する予算を変更しようとするときは、大分市小規模事業者競争力強化支援事業補助金変更承認申請書（様式第3号）に関係書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助事業に要する予算の変更であつて補助対象

経費の20パーセント以内の増減その他の軽微な変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、変更を承認し、大分市小規模事業者競争力強化支援事業補助金変更承認通知書（様式第4号）により、当該申請を行った補助事業者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付すことができる。

（取りやめ）

第9条 補助事業者は、補助事業を取りやめるときは、大分市小規模事業者競争力強化支援事業補助金補助事業取りやめ届出書（様式第5号）を速やかに市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該完了した日の翌日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに大分市小規模事業者競争力強化支援事業実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業決算書
- (2) 収支を証明する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の額を確定し、大分市小規模事業者競争力強化支援事業補助金交付額確定通知書（様式第7号）により、補助事業者に通知するものとする。

（交付の請求）

第12条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、大分市小規模事業者競争力強化支援事業補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の返還等）

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の

全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 法令又はこの要綱若しくは市長の指示に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(現地調査等)

第14条 市長は、補助事業者に対し、必要に応じて現地調査、書類の提出等を求めることができる。

(財産処分の制限)

第15条 補助事業者は、補助金の交付を受けて設置した設備について、当該設備を補助事業の目的以外の目的で使用し、移設し、贈与し、売却し、交換し、又は貸付の対象としてはならない。ただし、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年を経過した場合は、この限りでない。

(書類の整備)

第16条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳簿を整備し、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間これを保管しなければならない。

(大分市小規模事業者競争力強化支援事業選考委員会)

第17条 補助金の交付決定に関し必要に応じ意見を聴くため、大分市小規模事業者競争力強化支援事業選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第18条 委員会は、委員3人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が参画依頼し、又は任命する。

- (1) 有識者
- (2) 市の職員

(参画依頼等の期間)

第19条 参画依頼又は任命の期間は、2年を1期間とする。

2 委員に参画依頼し、又は任命するに当たっては、1期間ごとにこれを行うものとする。

3 複数の期間につき委員に参画依頼し、又は任命することは、これを妨げない。

(委員長)

第20条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が委員長の職務を代理する。

(会議)

第21条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報償金等)

第22条 委員（第18条第2項第2号に規定する委員を除く。）及び前条第2項の規定により会議に出席した委員以外の者（市の職員を除く。）に対する報償金等は、予算の範囲内で、市長が決定し、これを支払うことができる。

(委員会の庶務)

第23条 委員会の庶務は、商工労働観光部商工労政課において処理する。

(委員長に対する委任)

第24条 第17条から前条までに定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(その他)

第25条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大分市小規模事業者競争力強化支援事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大分市小規模事業者競争力強化支援事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大分市小規模事業者競争力強化支援事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、な

お従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大分市小規模事業者競争力強化支援事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際改正前の大分市小規模事業者競争力強化支援事業補助金交付要綱に規定する様式の内紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表（第5条関係）

補助対象事業の区分	DX 推進枠		一般枠	
補助金の額	補助対象経費に3分の2を乗じて得た額 (その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)		補助対象経費に2分の1を乗じて得た額 (その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)	
上限額	30万円		30万円	
補助対象経費 (補助対象事業に係るものに限る。)	経費区分	内容	経費区分	内容
	1 ソフトウェア導入費	業務プロセス等の変革に必要なソフトウェアの構築、購入、クラウドサービスの利用料等に要する経費	1 機械装置等購入費	事業の遂行に必要な機械装置等の購入に要する経費
	2 機器導入費	ビジネスモデル等の変革に必要な機器の購入に要する経費 ※次の機器(券売機及び自動販売機については、売上管理機能を有するものに限る。) ・キャッシュレス機器 ・POSレジ ・券売機 ・自動販売機(自社製品の販売のみ) ・ロボット	2 広報費	広告媒体等の作成及び活用のために支払われる経費
	3 Web広告費	Web広告を掲載するため支払われる経費	3 旅費	事業の遂行に必要な情報収集(単なる視察、セミナー等への参加は除く。)及び各種調査並びに販路開拓等のための旅費
	4 ECサイト構築費	ECサイトを構築するため支払われる経費	4 開発費	新商品の試作品開発及び包装パッケージの試作開発に伴う原材料の購入並びに設計、デザイン、製造、改良及び加工に要する経費
			5 資料購入費	事業の遂行に必要な不可欠な図書等の購入に要する経費
			6 雑役務費	事業の遂行に必要な業務又は事務を補助するために、補助事業の実施期間中に臨時的に雇い入れた者のアルバイト代、派遣労働者の派遣料及び交通費として支払われる経費
			7 借料	事業の遂行に直接必要な機器、設備等のリース又はレンタルに要する経費
			8 専門家に係る謝金	事業の遂行に必要な指導及び助言を受けるために依頼した専門家等に謝礼として支払われる経費
			9 委託・外注費	事業の遂行に必要な業務の一部を第三者に委託又は外注するために支払われる経費(自ら実行することが困難な業務に限る。)

大分市長 殿

（申請者）

所在地

名 称

（フリガナ）

代表者氏名

電話番号

大分市小規模事業者競争力強化支援事業補助金交付申請書

大分市小規模事業者競争力強化支援事業補助金の交付を受けたいので、大分市小規模事業者競争力強化支援事業補助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

会社概要	主たる業種 ※日本標準産業分類に基づく 業種分類を参考に記入	業種番号	従業員数	人
	本申請に係る事業所	事業内容		
		継続年数	年	
		名称		
所在地				
申請者の住所 (個人の場合に限る。)				
補助対象事業の区分 ※該当する項目にチェックをしてください。	<input type="checkbox"/> D X 推進枠		<input type="checkbox"/> 一般枠	
補助対象事業の名称 ※該当する項目にチェックをしてください。	<input type="checkbox"/> 販路開拓等事業		<input type="checkbox"/> 業務効率化事業	
補助対象経費 (事業に要する経費見込額)	金	円		
補助金交付申請額	金	円		

<添付書類>

第 号
年 月 日

殿

大分市長



大分市小規模事業者競争力強化支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった大分市小規模事業者競争力強化支援事業補助金について、次のとおり交付することに決定したので、大分市小規模事業者競争力強化支援事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により通知します。

補助事業の名称	
交付決定額	金 円
補助の条件	

年 月 日

大分市長 殿

（補助事業者）

所在地

名 称

（フリガナ）

代表者氏名

電話番号

大分市小規模事業者競争力強化支援事業補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号 で交付決定のあった大分市小規模事業者競争力強化支援事業補助金に係る補助事業について変更したいので、大分市小規模事業者競争力強化支援事業補助金要綱第8条第1項の規定により、次のとおり申請します。

- 1 補助事業の名称
- 2 補助対象経費

変更前
変更後
- 3 交付を受けようとする補助金の額

変更前
変更後
- 4 変更の内容
- 5 変更の理由
- 6 添付書類

年 第 月 号

殿

大分市長



大分市小規模事業者競争力強化支援事業補助金変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった大分市小規模事業者競争力強化支援事業補助金に係る補助事業の変更について、次のとおりその変更を承認したので、大分市小規模事業者競争力強化支援事業補助金交付要綱第 8 条第 2 項の規定により通知します。

補助事業の名称	
変更後交付決定額	金 円
補助の条件	

年 月 日

大分市長 殿

(補助事業者)
所在地
名 称
(フリガナ)
代表者氏名
電話番号

大分市小規模事業者競争力強化支援事業補助金補助事業取りやめ届出書

年 月 日付で申請した大分市小規模事業者競争力強化支援事業補助金に係る補助事業について、次の理由により取りやめたいので、大分市小規模事業者競争力強化支援事業補助金交付要綱第9条の規定により届け出ます。

取りやめの理由	
---------	--

年 月 日

大分市長 殿

（補助事業者）

所在地

名 称

（フリガナ）

代表者氏名

電話番号

大分市小規模事業者競争力強化支援事業実績報告書

年 月 日付け 第 号 で交付決定のあった大分市小規模事業者競争力強化支援事業補助金に係る補助事業について、その事業を完了したので、大分市小規模事業者競争力強化支援事業補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり報告します。

補助事業の名称	
実 施 日 程	年 月 日～ 年 月 日
取組内容	
成果及び今後の展望	

< 添付書類 >

年 第 号
月 日

殿

大分市長



大分市小規模事業者競争力強化支援事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった大分市小規模事業者競争力強化支援事業補助金については、次のとおり補助金の額を確定したので、大分市小規模事業者競争力支援事業補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

補助金額 _____ 円

大分市小規模事業者競争力強化支援事業補助金交付請求書

年 月 日

大分市長 殿

(補助事業者)

所在地

名 称

(フリガナ)

代表者氏名

電話番号

年 月 日付け 第 号 で補助金の額の確定を受けた大分市小規模事業者競争力強化支援事業補助金について、大分市小規模事業者競争力強化支援事業補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり請求します。

請求金額	金 円		
振 込 先	金融機関名		支店名
	種 目	<input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金	
	口座番号		
	(フリガナ) 口座名義人		